

第6回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

令和6年11月22日 午前10時00分～午前11時10分

| | | | |
|---|------|----|-----|
| ○ 主な審議事項 公開 ・非公開) 1 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について 2 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申） 3 その他 | 出席状況 | 公益 | 5/5 |
| | | 労側 | 5/5 |
| | | 使側 | 4/5 |
| ○ 審議要旨 | | | |
| 1 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について 各部会長から、専門部会の審議結果が報告された。 | | | |
| 2 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申） 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果報告について、質問等はなく、各専門部会の審議結果を採決案として採決が行われた。 採決の結果、 <ul style="list-style-type: none">● 採決案「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額 949 円を 59 円引き上げ 1,008 円（引上げ率 6.22%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－13、反対－0 の全会一致で議決された。● 採決案「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額 925 円を 60 円引き上げ 985 円（引上げ率 6.49%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－13、反対－0 の全会一致で議決された。● 採決案「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額 917 円を 58 円引き上げ 975 円（引上げ率 6.32%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－9(労 5、公 4)、反対－4（使 4）の賛成多数で議決された。● 採決案「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額 945 円を 59 円引き上げ 1,004 円（引上げ率 6.24%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－8(使 4、公 4)、反対－5（労 5）の賛成多数で議決された。 答申文が、岩手地方最低賃金審議会長から岩手労働局長に手交された。 | | | |
| 3 その他 来年度の実地視察について、事務局より、対象業種、対象地域及び実施方法等の検討依頼があり、委員から意見や要望等が出された。 | | | |
| ○ 次回開催日 会議名 令和6年度第7回岩手地方最低賃金審議会 日時 12月10日 午後2時（予定） 場所 盛岡地域交流センター マリオス ※特定（産業別）最低賃金に対する異議の申出がなされた場合に開催予定 | | | |